

令和6年度「岡山市認定在宅介護対応薬局」認定事業要項

(注) 令和5年度に認定された薬局も令和6年度「岡山市認定在宅介護対応薬局」になるためには令和6年度要項で定める認定要件を満たし再度申請する必要があります。)

令和6年5月31日

1. 目的

高齢化の進展に伴い、在宅において多職種が連携した医療提供の重要性が高まっており、薬剤師もチームの一員として連携し、専門性を生かした質の高い安心・安全な医療を提供することが求められている。

そうした中、在宅医療に関心を持ち、積極的に訪問して薬学的管理指導を行う薬局・薬剤師を増やすことを目的とし、在宅医療の認識と技術の向上を目指す。

また、所定の認定要件を満たした薬局を「岡山市認定在宅介護対応薬局」として認定し、気軽に在宅医療の相談や訪問に応じられる薬局として市民に周知を図り、薬局の活用を促進することを図る。

将来的には、認定薬局間でサポート体制が機能するネットワーク構築を整備していく。

2. 「岡山市認定在宅介護対応薬局」の認定要件

下記の条件を満たし、かつ岡山市が適切と判断したもの。(なお、認定要件は毎年見直すこととする)

○ 認定は個人ではなく店舗とする。

○ 岡山市薬剤師会から推薦*^{注1)}された岡山市内開設薬局であること

*注1) の岡山市薬剤師会の推薦については下記の要件を全て満たすこと

【市薬剤師会の推薦要件】

- ・ 県薬剤師会の「在宅可能薬局」及び「麻薬検索システム」に登録済の薬局であること
- ・ 近隣薬局をサポート薬局として複数連携を組んでおくこと
- ・ 在宅医療・介護に関する岡山市事業との連携の一環として、「岡山市行方不明高齢者がしてメール」に登録済の薬局であること
- ・ 岡山市薬剤師会が指定する研修会の受講(3回以上)
- ・ 在宅医療・介護の推進を図るために、以下のチラシを薬局に設置すること
「ひょっとしたら認知症かも？」※対象者への実施も含む

3. 申し込み方法等

「令和6年度岡山市認定在宅介護対応薬局」認定申請書を令和7年1月末までに岡山市薬剤師会に提出すること。(締切厳守)

4. 認定登録

認定要件を満たした薬局は、翌年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)、「岡山市

認定在宅介護対応薬局」として岡山市が認定登録を行う。

5. その他

- 本事業は岡山市の企画のもと市薬剤師会が協力事業として実施する。
- 認定薬局には、「岡山市認定在宅介護対応薬局」認定証と認定看板（シール）を交付し、認定薬局リストを岡山市のホームページに掲載する。
- 岡山市が作成する「在宅医療・介護に役立つ医療機関・事業所一覧」へ掲載し、講座等の普及啓発で市民へ配布し、周知を図る。
- 岡山市認定在宅介護対応薬局に認定された薬局には、活動実績についての調査や、研究事業を実施する際には、ご協力をお願いする。